

安和地区防災計画



名護市安和区自主防災会

はじめに

平成 30 年 9 月 30 日、台風 24 号の高潮による浸水被害は、改めて防災対策の必要性を認識させ、区では、海岸沿線の一部に防潮壁を築造してきた。

また、令和 4 年 9 月に自主防災組織を立ち上げ、津波避難訓練の実施などを通して災害に対する自助・共助・協働の機運を高めてきた。

本計画は、これまでの一連の流れの中、地区の災害の履歴や災害環境、災害リスクを整理し、地区に即した防災対策を構築することで地区住民の安全を図ろうとするものである。

また、毎年 12 月第 2 日曜日を「防災訓練の日」と定めて、関係機関と連携して継続的に防災・減災等に取り組むことをねらいとしている。

防潮壁と防潮扉



令和 5 年津波避難訓練



□□□□□□□ 目 次 □□□□□□□

第1章 基本的な考え方

- 第1節 基本方針 4
- 第2節 活動の目標
- 第3節 活動方針

第2章 対象地区の範囲

- 第1節 対象地区 5
- 第2節 計画の構成 6

第3章 地区の特性

- 第1節 人口・世帯の動向 7
- 第2節 地区の防災上の特性 8
- 第3節 主な公共施設・指定避難所等 10
- 第4節 地区内の主な団体の活動状況 11
- 第5節 災害に関する危険個所について 12

第4章 地区の想定される災害（災害リスク）

- (1)地震 13
- (2)津波 15
- (3)台風と高潮 17
- (4)大雨 19
- (5)土砂災害 20

第5章 平時の防災活動

第1節 活動の方針と組織体制

- (1)活動方針 21
- (2)取組の体制
- (3)防災体制 22
- (4)活動体制（安和区自主防災会） 23

第2節 防災知識の普及・啓発と具体的な取り組み

- (1)防災知識の普及・啓発 24
- (2)防災情報について 25
- (3)具体的な取り組み 26
- (4)具体的な取り組みの事例 28

第3節 家庭内での防災対策「自助」

(1) 防災チェックリスト	31
(2) 家庭内での非常備蓄品、非常持出品の確保	32
(3) 防災家族会議	33
第6章 災害時の対応	
第1節 地震・津波	34
第2節 台風・高潮	37
第3節 大雨・土砂災害	39
第7章 計画作成後の取組	
(1) 防災訓練の実施・検証	40
(2) 計画の見直し	
第8章 用語の意義	
第1節 用語	41
資料編	
1.自主防災組織認定証	
2.令和4年度津波避難訓練の概要	
3.令和5年度津波避難訓練の概要	

第1章 基本的な考え方

第1節 基本方針

災害が発生した直後は、消防などの防災機関が十分に対応できない可能性がある。東日本大震災のときのように、地域住民が助け合って様々な困難を乗り越えなければならない。

過去にどんな災害が起きたか「災害履歴」や地形、立地条件、街並みなどの「災害環境」、「災害リスク」を整理し、防災意識の向上や防災活動をととして「自分たちの地域は自分たちで守る。」という心構えで、地域のみんなが助け合いながら、災害に強いコミュニティーを作る必要がある。

第2節 活動の目標

自主防災組織を主体に継続的な防災訓練等を実施することにより、防災意識の向上を図り、「自助」「共助」「協働」による安全安心な地域づくりを進めることを目標とする。

第3節 活動の方針

(1) 安和地区内は、平均標高3m内外で、二つの水路と海岸線に接することから、地震時の津波や台風時の高潮・高波が沿岸や水路を遡上して被害を及ぼす可能性がある。また、道路が狭隘で勝山西線の一部を除き車両の交互相行ができないことから、災害時の交通の混乱を防ぐため、平時の継続的な避難訓練を行う。

(2) 災害時の被害を軽減するためには、平常時、災害時ともに地区の住民が協力・連携し、「一人の命も失わせない。」協働による防災活動を推進する。

第2章 対象地区の範囲

第1節 対象地区

本計画の対象となる安和地区は、南側を名護湾に面し、その背後となる北側は安和岳・嘉津宇岳など古期石灰岩からなる山々が連なる地区である。

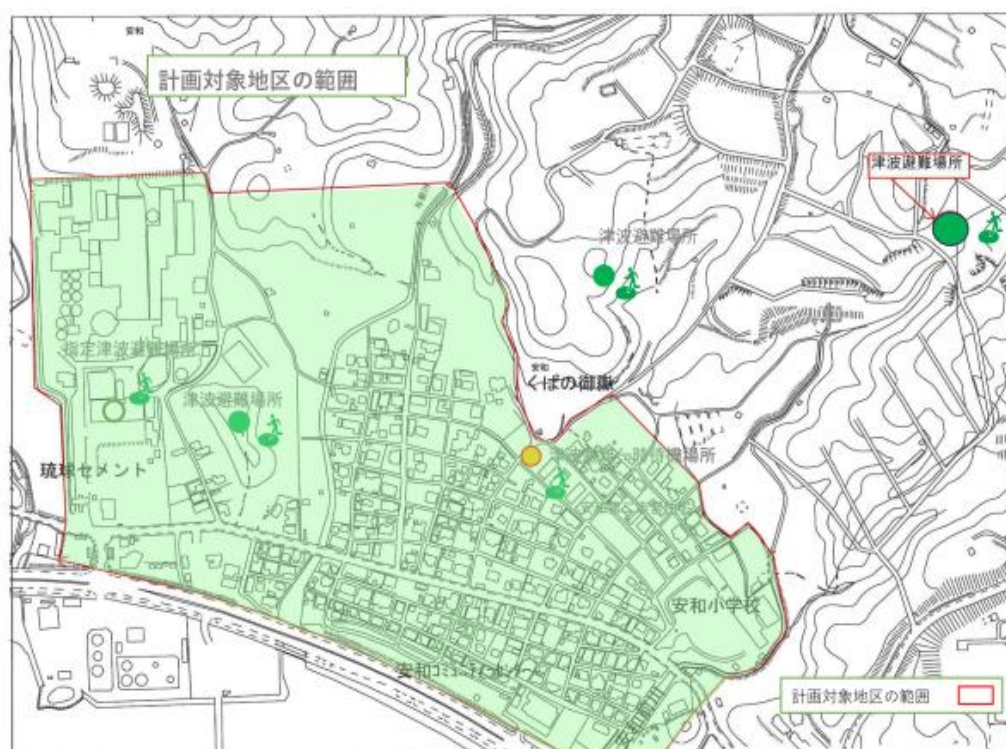
住宅地の地形は、海岸サンゴ礫の上に堆積した沖積層低地で標高約 2.4 m～3.1mで国道 449 号海岸防波堤の高さ標高 4.2mよりも低く、台風時の高潮や地震津波の被害が懸念される。

地区の範囲及び概況は、下表及び下図のとおり

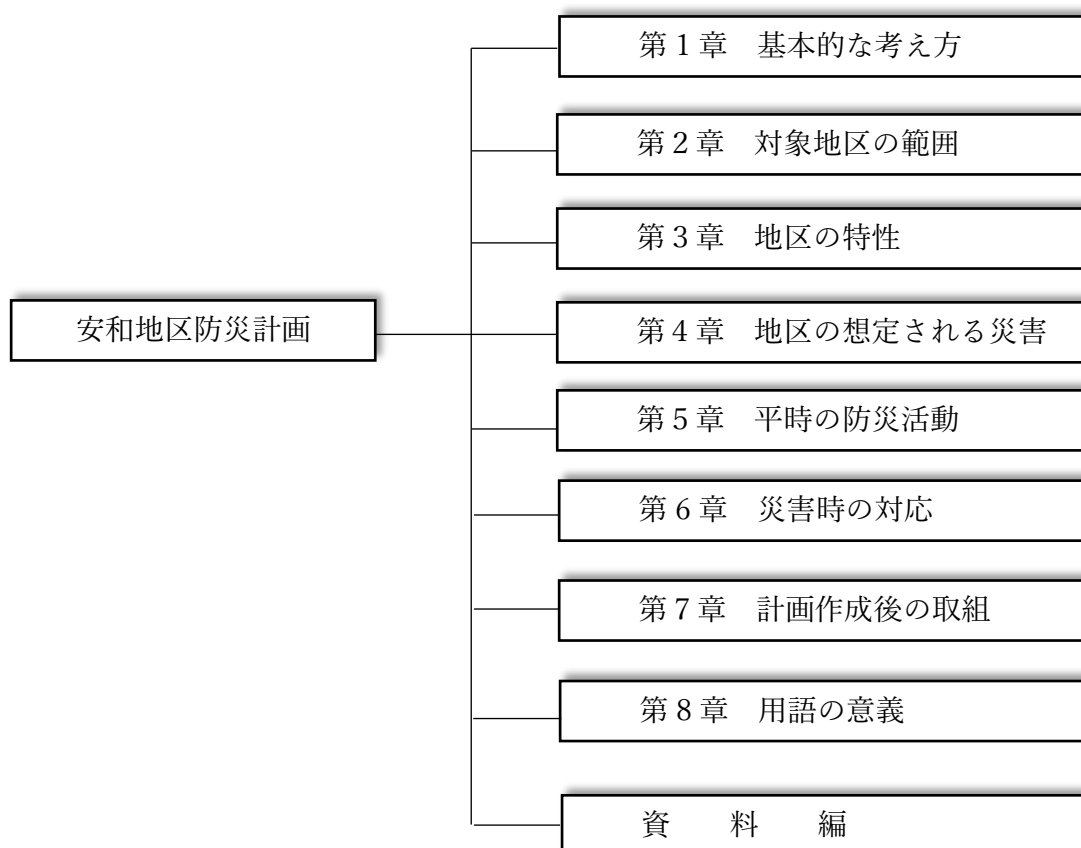
— 地区の概況 —

地区の範囲	名護市字安和
地区内総世帯数 (令和5年3月現在)	約305世帯
主な土地利用	住宅地、学校、工場等

— 対象地区の範囲 —



安和区地区防災計画の全体構成は、次のとおりとする。



第3章 地区の特性

第1節 人口・世帯の動向

(1) 人口・世帯

地区内の人口及び世帯数は、令和5年3月31日現在で305世帯、667人である。

昭和43年の1,073人が本地区の人口のピークとなっており55年の間で38%の人口減少となっている。

高齢化の状況について、令和4年度の本地区の65歳以上の高齢者人口が占める割合は31.98%となっている。令和2年度国勢調査での名護市全体の人口に占める同割合が22.30%であることから、市平均と比べて高齢化率が高い値を示している。

集落西側は、セメント工場が立地し、関連産業も含めて昼間人口が多い地域となっているが、集落内の昼間人口は少ない。

(2) 地区の歴史・文化財

本地区には、県の有形民俗文化財である「くばの御嶽」や安和神社、祠、泉、古墓など数多くの拝所や御願所といった歴史的な文化財があるほか、市指定の安和の石橋がある。石橋は令和5年8月の台風6号で左岸基礎が沈下し、危険な状態となっており修復が検討されている。

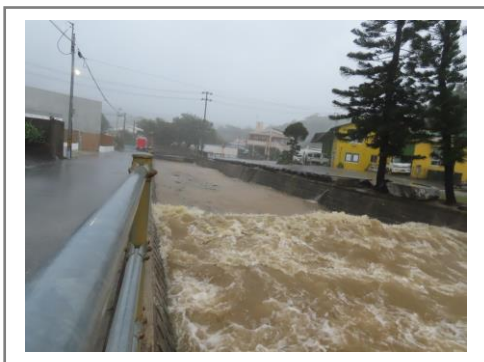
集落の北側後方、くばの御嶽付近には沖縄貝塚時代後期からグスク時代までの遺跡で、安和貝塚があり土器、石器、青磁、白磁、沖縄製陶器などが出土している。なお、安和与那川原遺跡は安和貝塚時代前期（約3,500年前）の土器が確認され、安和貝塚との連続性は認められないことから、新規発見の遺跡と判断されている。

（出典：安和誌）

第2節 地区の防災上の特性

- (1) 当該地区は、南側に海岸を有する低地（標高3m内外）であることから、大津波の襲来や台風が本島西側（台風の渦と進行方向が一致）を通過し、大潮と満潮が重なった場合、沿岸部や河川を遡上する高潮・高波の被害が懸念される。
- (2) 地区内を流れる与那川は、これまで何度か氾濫しているが、改修が遅れており、洪水の被害が懸念される。
- (3) 地区内の地形は、住宅地北側がなだらかな丘陵地となっているため、高台避難に適している。
- (4) 地区の主な土地利用は、住宅地と学校、沿岸部に公民館と公園があり、住宅地背後には標高30mの御嶽が立地している。
- (5) 家屋は鉄筋コンクリート造が主で台風による建物の倒壊は特に心配がないものの、地震発生時には、家具の転倒やコンクリートブロック塀等の倒壊には注意が必要である。また、昭和56年以前の建物は、旧耐震基準で建築されており、震度6以上の地震では倒壊の危険が指摘されている。
- (6) 碁盤目状の本地区内道路は、狭あいの為、勝山西線を除き車の交互通行は不可能である。その為、災害時には避難する車の立ち往生が懸念される。
- (7) 国道449号線は台風襲来時、高潮、高波等による通行止めが発生している。

安和前川を遡上する高波（令和5年台風6号）



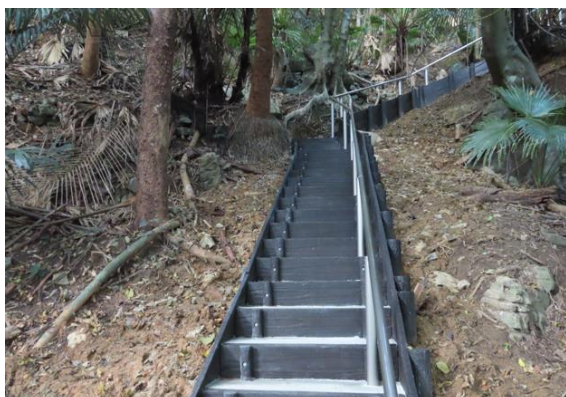
安和区民総出による与那川の土のう設置（平成 11 年 6 月）



高台にある区指定の津波避難場所



標高約 30mの「くばの御嶽」令和 4 年度に地域振興事業により区が整備）



交互通行できない地区内道路



国道 449 号の交通止め（令和 5 年台風 6 号



第 3 節 主な公共施設・指定避難所

（１） 地区内には、安和コミュニティーセンター等の公共施設がある。災害時の指定緊急避難場所として 2 か所が指定されている。その他、区指定避難場所が 4 か所、区指定津波避難一時待機場所がある。

（２） 地区内の主な公共施設・指定緊急避難場所等一覧

地区内の公共施設等	安和コミュニティーセンター
地区内の指定緊急避難場所	安和津波避難目標地点（山入端13号線） 琉球セメント事務所屋上
区指定避難場所	津波避難場所（又吉農園） ムイグヤー（簡易水道タンクの場所） 第二安和市営住宅 くばの御嶽（階段）
区指定津波避難一時待機場所	第二安和市営住宅の駐車場

第4節 地区内の主な団体の活動状況

(1) 自治会において、老人会・青年会・子供会・婦人部の活動、民生・子供育成会の活動や、高齢者の見守り（民生委員、包括支援センター）、児童の登校の見守り等様々なコミュニティ活動が実施されている。

(2) 消防組織として、名護市消防団屋部分団がある。

(3) 自主防災組織が、防災訓練、防災意識の普及・啓発活動を行っている。

令和4年度津波避難訓練



津波避難訓練前の自主防災会の会議



ウシデーク



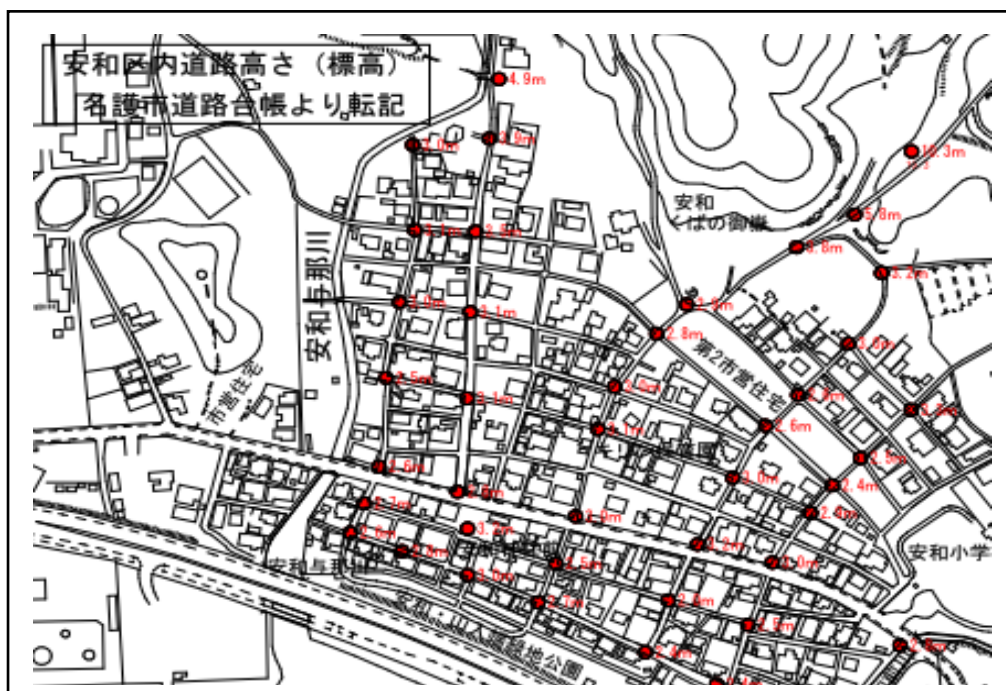
津波避難訓練前（各班の活動計画発表）



第5節 災害に関する危険箇所等について

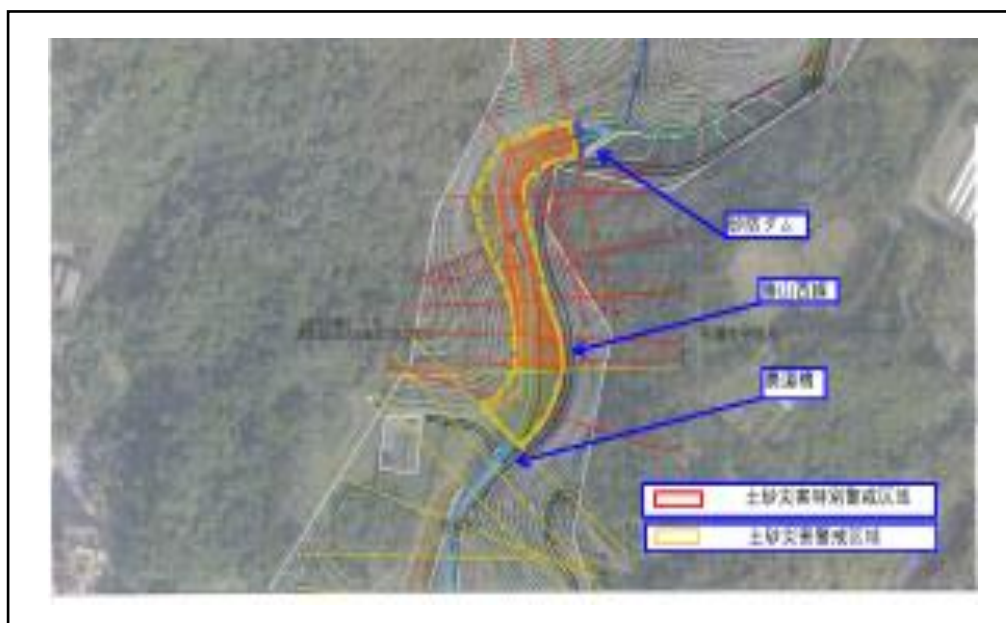
(1) 地区内には、海岸沿いや与那川沿い等、災害時に危険な箇所が存在する。(巻末：防災マップ参照)

(2) 国道449号線の海岸堤防の天端高 $H=4.2\text{m}$ に対し、住宅地における標高 3.0m 内外の宅盤が下図のとおりとなっている。



(出典：名護市道路台帳より転記)

(3) 西勝山線沿い(農道橋から砂防ダム間)に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定が検討されている。



第4章 地区の想定される災害（災害リスク）

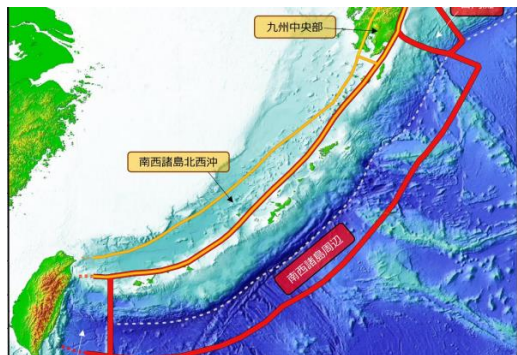
（１） 地震

令和4年3月政府の地震調査委員会は、沖縄本島に近い南西諸島北西沖でM7.0～7.5規模の地震が今後30年以内に60%、10年以内に30%の確率で発生すると予想した。

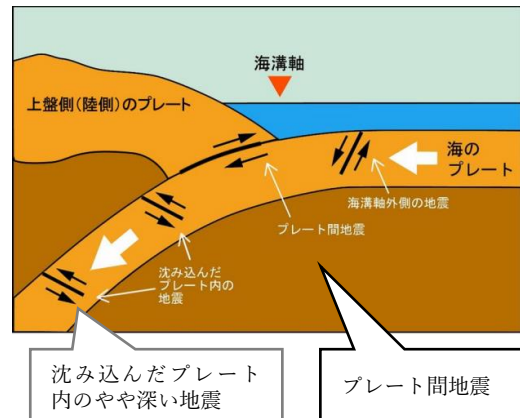
（政府の地震調査委員会：南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価第二版）

想定される南西諸島北西沖地震（久米島沖北方地震T3）は沈み込んだプレート内のやや深い地震に該当

- ・ 赤枠はプレート間地震及びプレート内地震の領域を区別せず評価
- ・ 黄色枠の領域は沈み込んだプレートのやや深い地震を評価

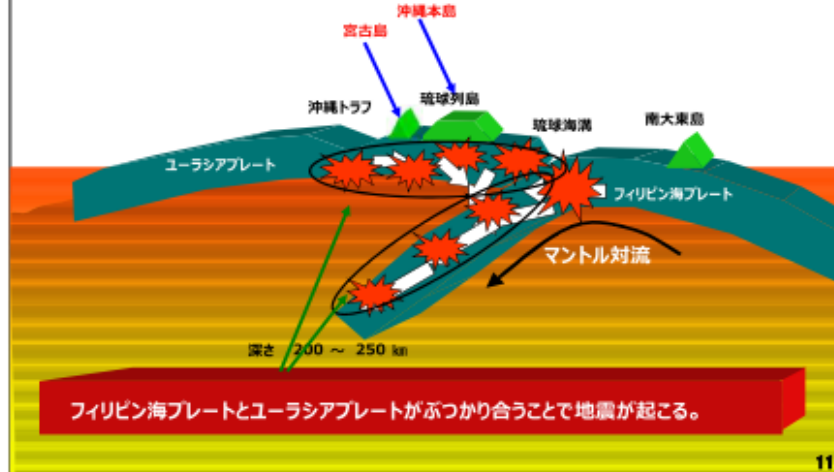


地震の発生タイプの模式図



沖縄付近のプレートの様子

琉球列島は、プレートとプレートがぶつかり合う場所から近い位置にある。



トピック

沖縄は巨大地震の起きる可能性が高い地域、琉球海溝との距離が近い沖縄本島近海で大地震が起こった場合、津波の到達時間は10分～20分と早い。南海トラフ地震より沖縄近海の地震がはるかに被害が大きくなる。(琉球大学地震学研究室教授の行政職員向け講演会) 令和5年5月31日琉球新報より

耐震建築物（震度予測）

①南西諸島の北西沖地震では震度5～6が予想されている。

※（2020.3.26沖縄タイムス琉球大学理学部教授の見解より）

②本地区では、旧耐震基準（昭和56年以前の基準）での建物が存在する。

※（旧耐震基準は震度5強の地震に耐え得る「震度5程度の地震ではほとんどの建物が損傷しない。」基準

※（新耐震基準は昭和56年以降に建築確認を受けた建物が該当し、震度6強～震度7まで倒壊しない耐震基準である）。

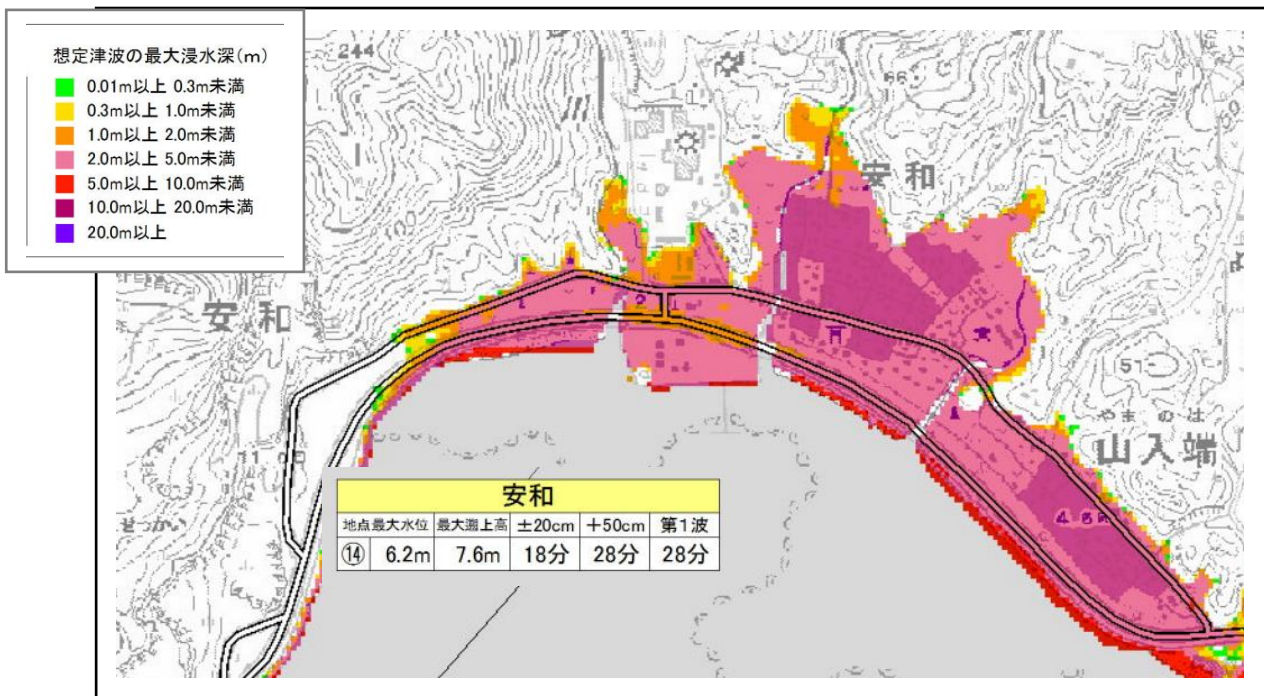
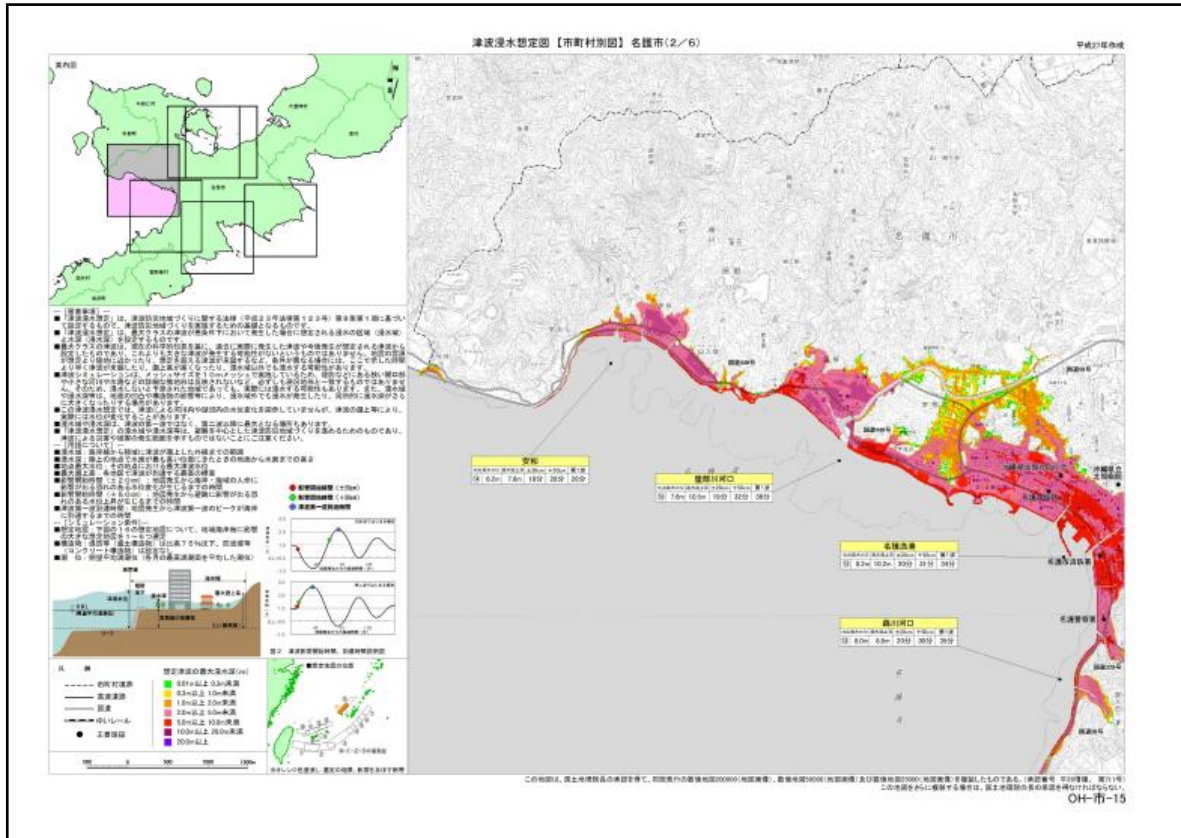
昭和56年以降に建築された建物



R5年調査による。

(2) 津波

津波被害想定は、平成27年3月沖縄県が策定した「沖縄県津波浸水想定」によるものとする。この想定は住民避難を柱とした総合的防災対策を構築するため「最大クラスの津波を想定」し策定されている。安和地域にあっては、最大遡上高7.6m、第1波到達まで28分と想定されている。



(用語の定義)

- ① 地点最大水位 (E L + m) : 沿岸から500m～1 km程度の地点での最大の津波高さ (E L : 基準面からの高さ)・・・想定安和海岸で6.2m
- ② 最大遡上高さ (m) : 津波が到達する最高の標高
- ③ ±20cm (影響開始時間) : 地震発生から海域・海岸の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間
- ④ ±50cm (影響開始時間) : 地震発生から避難に影響が出る恐れのある水位上昇が生じるまでの時間
- ⑤ 津波第1波到達時間 : 地震発生から津波第1波のピークが海岸に到達するまでの時間

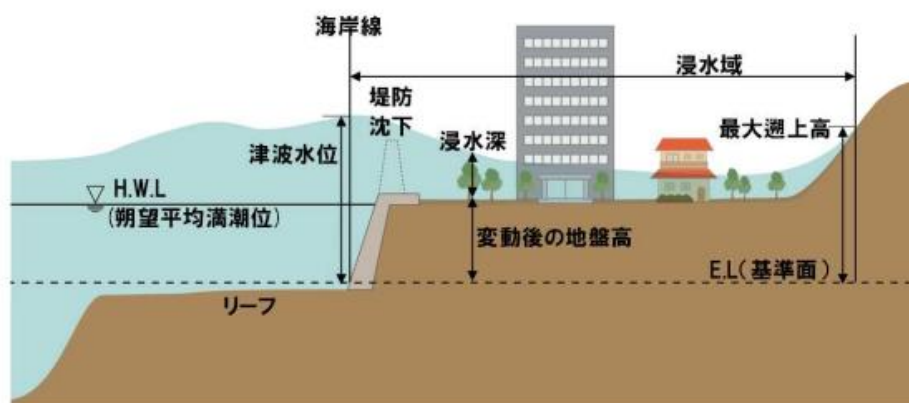


図-2 浸水域と浸水深の模式図

- ⑥ 最大クラスの津波 : 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したもの。(参考) 1771 年八重山地震の波源域を推定したところ、南部琉球海溝で発生した M8 クラスの海溝型地震であった可能性が指摘されている。

津波避難訓練



安和公民館前の防潮扉



(3) 台風と高潮

①1991年～2020年の30年平均で沖縄地方に接近した台風は年間7.7件で本土全体の接近件数5.8件より多い。月別では8月が2.2件、9月が1.9件と多くなっている。(気象庁各種データ・資料より)

近年の台風の顕著な浸水被害は下記のとおり。

②2007年7月13日(台風第4号)

沖縄本島西海上を近接して通過した台風第4号は高波や高潮に加え大潮の満潮時期も重なり、本島北部の東村、名護市、宜野座村の海岸付近では、砂の打ち上げや床上・床下浸水が発生した。

＜沖縄气象台、沖縄地方顕著現象報告(第36号)2007より＞

当時の安部区長は、住民の高齢者を背負って避難させた。

〔被害写真〕



打ち上げられた砂(東村平良 県道70号線)



河川から溢れた海水(名護市安部 13日06時頃)

③平成30年9月30日(台風24号)

台風24号は、安和前川の護岸決壊や浸水被害(床上浸水6件、床下浸水17件、車両浸水16件)など安和区の海岸沿いに甚大な被害を及ぼした。

安和公民館の床上浸

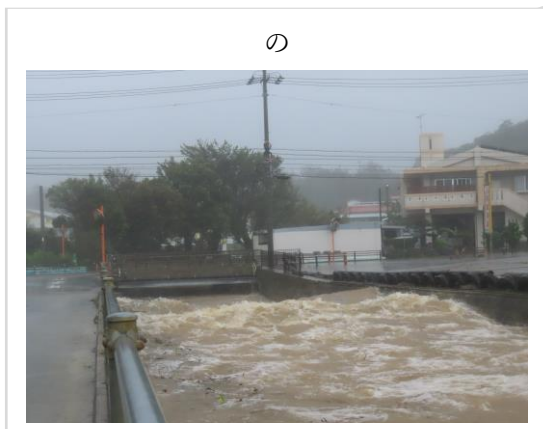


安和前川の護岸決壊

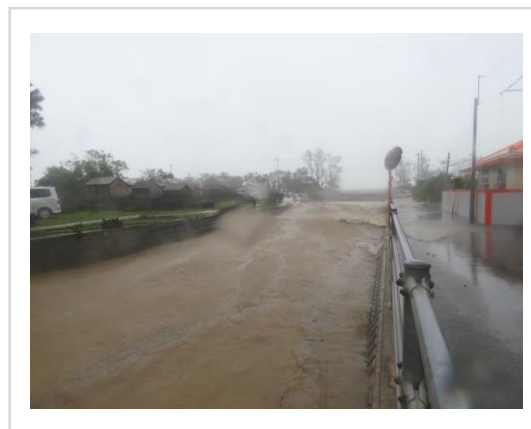


④令和5年8月6日台風6号の高波

安和前川の塩水遡上 2023/8/3 台風6号



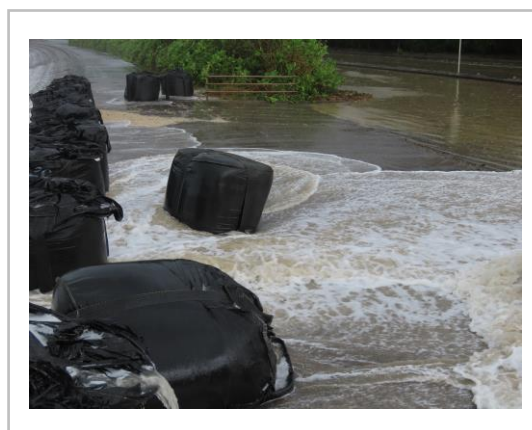
安和前川より海岸方向の状況



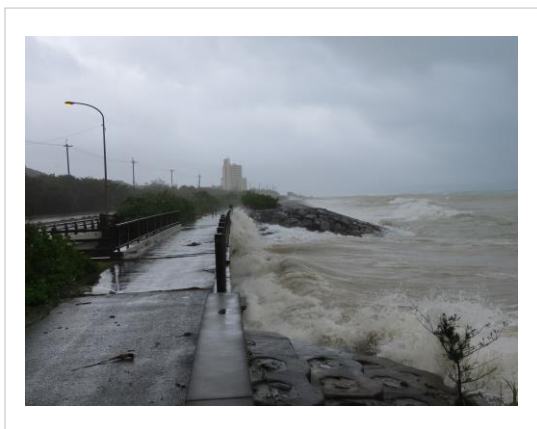
安和公民館前の防潮扉にぶつかる高潮



船揚げ場から流出したトン袋（黒）



国道449号の状況 2023/8/3 台風6号



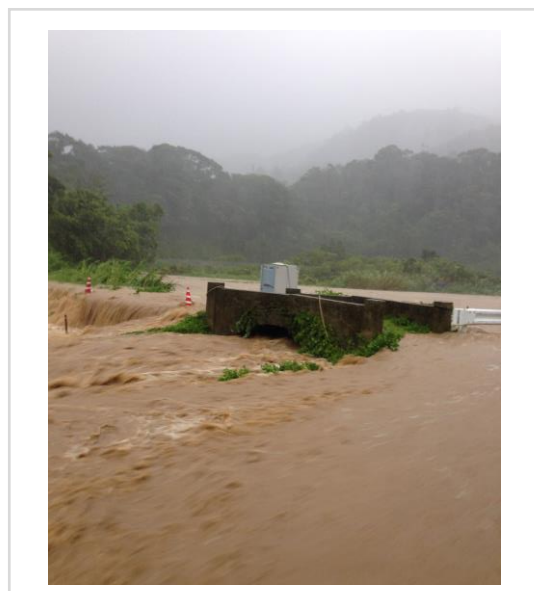
国道449号の冠水状況 2023/8/3 台風



(4) 大雨

1) 本地区内には、西に安和与那川、東に安和前川が集落を囲むように流れている。安和与那川は、これまで度々氾濫した川である。砂防指定を受け、沖縄県が整備を進めているが完成までには時間を要する。

安和与那川の洪水 2014/7/9 豪雨



2) 令和5年8月6日(日)沖縄気象台は、本島北部で線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているとして、「顕著な大雨に関する情報」を発表した。7時00分までの24時間で名護では234.5mmの雨が降り、安和与那川に架る「安和の石橋」(名護市指定文化財平成26年9月11日指定)の左岸基礎部分の沈下及び頂部の要石が落下する被害が発生した。

石橋の被害 2023/8/6 台風6号



石橋の左岸側基礎が沈下した被害状況



(5) 土砂災害

1) 土砂災害には大地震や大雨、継続した雨などで地盤が緩み以下の事象が起こり得る。

①急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）：傾斜度30℃以上の土地が崩壊する自然現象、豪雨や長雨で土の抵抗力が弱まり突然起こります。

②地すべり：粘土質などのすべりやすい地盤が地下水の影響などでゆっくり動き出す現象

③土石流：長雨や集中豪雨により、山腹斜面が崩壊して、谷や斜面などの土石流が水と一体となって速い速度で流れ下るもの

2) 令和5年度に西勝山線の右側斜面が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）と土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定される予定

3) 気象台からの大雨警報が発令された場合は、通行など注意が必要
※雨が止んでも土砂災害の危険がある場合は、大雨警報は継続される。

4) 地震に伴う津波避難では、津波の遡上やがけ崩れが生じる恐れがあるため、勝山西線は避難路として適さない。



第5章 平時の防災活動

第1節 活動の方針と取組体制

(1) 活動の方針

- ①家族防災会議等の励行により、自分の命は自分で守る「自助」を確立する。
- ②平時より、地区住民が要配慮者への支援を「自分ごと」として支援できる意識を醸成し、災害時には自主的に救助や応急活動を実施することができる「共助」の体制を確立する。
- ③多くの地区住民が防災活動の運営やイベントに参加し、顔の見える「協働」の関係をつくる。

(2) 取組の体制

- ①令和4年度に立ち上げた安和区自主防災会を中心に、消防団や地域包括センター、福祉関係、大学、地元企業と連携して、平時の防災活動を行う。

具体的連携のプラン

安和区振興プロジェクトチーム	防災訓練の企画及安和区自主防災会との連絡調整
安和区自主防災会	防災訓練の実施、防災備蓄品の管理、防災情報の伝達
消防団	防災訓練時のアドバイスと総括
地域包括センター	要支援者の情報収集と情報共有、防災訓練への参加
大学	防災訓練への協力（健康状態の測定、健康相談）
地元企業	防災訓練への参加、BCP（事業継続計画）策定と周知

(3) 防災体制

組織名称等	地区の状況		
安和区自主防災会	世帯数：305 人口数：667	高齢化率 31.98%	
1.安和区自主防災会の体制	役員		電話番号
	会長		
	副会長		
	副会長		
	顧問		
	消火班		
	救出・救護班	班長	
	避難・誘導班	//	
	給食・給水班	//	
	避難所運営班	//	
2.避難場所等	施設名	電話番号	場所等
①指定緊急避難場所（津波対応）	又吉農園	なし	上座毛
	琉球セメント事務屋上	53-8311	名護市字安和1008番地
	安和簡易水道タンクの丘		
	くばの御嶽（階段）		
②区指定津波避難一時待機場所	第二安和市営住宅の駐車場		
③避難経路	別紙安和区防災マップ参照		
3. 緊急時の連絡先			電話番号
名護市役所			53-1212
屋部支所			53-3604
名護市消防署			52-2121
屋部駐在所			52-6148
北部医師会病院			54-1111
県立北部病院			52-2719
災害伝言ダイヤル			171

(4) 活動体制（安和区自主防災会）

班名	班長	平時の役割	災害時の役割
総務（PT）		全体調整、防災訓練企画 関係機関との調整 情報収集	全体調整 関係機関との調整 被害・避難状況の全体把握 情報収集・共有・伝達
消火班		初期消火訓練 器具点検 防災広報	初期消火活動
救出・救護班		救出救護訓練 避難行動要配慮者の把握 救出資材点検	負傷者の救出・救護活動 要支援者の救護
避難・誘導班		避難誘導訓練 避難経路の点検	避難経路の安全確認 避難誘導
給食・給水班		炊出し・給水訓練 給食・給水器具の点検	食料・飲料水の確保、配 分、給食・給水活動
避難所運営班		避難場所運営の訓練 避難場所の点検	災害対策本部の運営 避難場所の設営と運営 被害・避難状況の情報収 集・共有・伝達

防災会の活動



防災会の活動



第2節 防災知識の普及・啓発と具体的な取り組み

(1) 防災知識の普及・啓発

- ・市や消防機関が主催する防災講演会等に積極的に参加する。
- ・定期的な津波避難訓練を実施し、防災意識の向上と経験を積む。
- ・各種防災訓練の実施とデモンストレーションで知見を得る。
- ・本地区防災計画を全戸配布し、知識の普及・啓発を行う。
- ・安和区防災マップにより、安全な避難経路の知識を得る。
- ・イベントなどで防災の意識向上の機会を増やす。
- ・防災に限らず、日ごろから地域活動に参加し、コミュニティーネットワークの充実を図る。
- ・地区内の防災士を増やす。

消防団による土のう構築訓練



防災士による講演会



防災まち歩き



津波避難訓練全体会議



(2) 防災情報について

①防災情報収集の方法

- ・ Jアラート/緊急地震速報/気象庁の各種警報/市の広域（防災無線）SNS・ホームページ、国のエリアメール、テレビ・ラジオ放送、消防団による車輛広報などで入手
- ・ 自主防災組織による被災状況や避難路の安全確認情報/地区住民からの災害情報を入手

②気象庁が発する警戒レベル

- ・ 警戒レベルの情報は、洪水・土砂災害・高潮の気象情報に適用される。

■市町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4（避難情報）で必ず避難しましょう。

気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険、直ちに安全確保！	緊急安全確保
4	災害の恐れあり	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害の恐れあり	危険な場所から高齢者等は避難※1	高齢者等避難（気象庁）
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報
1	今後気象情報悪化の恐れ	災害への心構えを高める	早期注意情報（気象庁）

※1 経過レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。

（参考）内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定」より

（令和3年度より）

(3) 具体的な取り組み

①防災備蓄品の整備

- ・ 備蓄品の整備は、市の提供も受けながら独自の整備も進めていく。

防災備品の整備状況

○は今後備蓄推奨 ●は備蓄済

区分	品名
情報収取・伝達用	●メガホン（サイレン付き）○簡易無線機、○携帯ラジオ ●避難経路プラカード 15 個 ●ホワイトボード ※簡易無線機は、スマホで代用可能になることも
救出・救護用	●レスキューセット ●救助用ロープ●軽量携帯折りたたみ担架（2） ●アルミ折りたたみリアカー（1）●チェーンソー ○テント ●AED ○携帯酸素ボンベ ○車いす ○着火用ガスバーナー
避難生活用	●コンパクト肌着（20 枚）○強力ライト、○ガスバーナー、●鍋、○ビニールシート、○非常食、○車いす ○毛布 ●発電機 ○スマホ用充電器 ○蚊取り線香

令和 5 年度避難場所に設置した区の防災倉庫



公民館に設置されている AED



防災倉庫の中



名護市が設置した防災倉庫
公民館の敷地内にある。



②防災訓練

ア （津波避難訓練）

毎年12月第2日曜日を防災訓練の日と定めて実施する。

- ・ 安和振興プロジェクトチームによる訓練の企画
- ・ 安和区自主防災会により防災会議の開催 年2回

（訓練は、区民全員参加を目途とし、訓練の目的/概要/実施計画書の確認/役割分担/アンケートの実施/訓練の成果/課題の整理/避難データの整理/報告書作成等今後の訓練に繋がるよう実施するものとする。）

- ・ 関連団体との連絡調整訓練の実施（令和5年度から津波避難訓練にあたり地域包括センターや名桜大学が参加していることから継続して参加要請をする。）

イ（その他の訓練）

- ・ 講演会や防災まち歩き、図上訓練、情報・指示伝達訓練など都度実施していく。訓練の内容は安和振興プロジェクトチームで企画する。
- ・ その他、防災備蓄品の有効期限のチェック、備品の使い方訓練等

③ 災害所要配慮者への確認

ア 災害要配慮者名簿の作成

安和区では、災害が発生したときに、災害要配慮者（高齢者・障がい者・要介護者）への安否確認、避難支援など地域が協力して行う。「共助」そのために、市が行う「避難行動要支援者名簿」の作成に協力し、また、自主防災組織として個人情報の取扱いに十分配慮しながら災害要支援者の情報を把握する。

また、自主防災組織独自の要配慮者のリストを作成する。

④ 名護市ハザードマップと安和地区防災計画の活用

令和4年3月に配布された名護市のハザードマップの他、当該「安和地区防災計画」を各家庭に常備し、防災家族会議などに活用するとともに、防災知識の拡充を図るよう地区住民は務めることにする。

(4) 具体的な取り組みの事例

・ 津波避難訓練

令和4年12月実施（参加人数：避難者52名、防災会メンバー20名）

令和5年12月実施（参加人数：避難者75名、防災会メンバー30名、地域包括センター等連携8名）

令和4年度津波避難訓練表会の状況



令和5年度津波避難の状況



・ 各種防災訓練の実施状況

防潮扉の開閉訓練



AEDによる人工蘇生訓練



名護市消防団による土のう設置訓練



土のう設置状況



津波避難訓練（全体会議）



要支援者の救出訓練



給食給水訓練（薪で豚汁を作る）



津波避難訓練（健康測定）



・ 防災まち歩きと防災マップ作成

令和 6 年 1 月防災まち歩きを実施した際の「安和区防災マップ」



1 班の防災まち歩き



2 班の防災まち歩き



3 班の防災まち歩き



4 班の防災まち歩き



第3節 家庭内での防災対策「自助」

(1) 防災チェックリスト

阪神淡路大震災での死者の8割以上は家具の転倒などによる圧死であった。家具が胸部を圧迫すると、呼吸ができなくなり、窒息死するおそれがある。また東京消防庁が2003年から2019年に起きた大きな地震における負傷者の30%～50%は家具の転倒・落下によるものであったと報告されている。家具は転倒するだけでなく、ピアノは部屋の中を動き回り、テレビや電子レンジなどの家電製品は宙を飛ぶという平常時には想像しがたいことも起きている。＜防災士教本より＞

※地震時における家具の転倒防止方法	
☐	L字金具などで家具を壁に固定する方法（効果が高い）
☐	家具の上部と天井の間に隙間家具などを入れて固定する。

防災チェックリスト

（内閣府防災情報ページより～特集家族防災情報を参考）

(1) 安否情報	
☐	家族の安否情報の確認方法を決めている。
(2) 住宅の耐震性	
☐	昭和56年以降の建物である（震度6～7で倒壊しない。）
☐	昭和56年以前の建物である。（震度5強で耐え得る。）
(3) 家具の固定	
☐	家具は倒れないよう固定されている。
☐	家具の上に危険なものは置かないようにしている。
☐	寝る場所の近くに、倒れそうな家具はない。
☐	万が一、家具が倒れても部屋の出口はふさがれない。
☐	ガラス付きの家具には、ガラス飛散防止フィルムが貼ってある。
☐	食器棚等の観音開きの扉には、止め金を付けてある。

(2) 家庭内での非常時備蓄品、非常時持出品の確保

1) 非常時備蓄品

- ①非常時備蓄品は、最低限3日分は備蓄する。
- ②ローリングストック法（日常的に非常食を食べ、食べたらいきなり買い足すという行為を繰り返し、常に家庭に新しい非常食を備蓄する方法）の実践

非常備蓄品のチェックリスト

(1) 非常備蓄品の例	
☐	飲料水（一人一日3ℓ）
☐	非常食（缶詰、アルファ米、レトルトご飯・おかず、インスタント食品等、調味料、菓子類）
☐	燃料（携帯コンロ、ガスボンベ等）

2) 非常時持ち出し品

- ①広範囲の災害の場合は、最低3日間は「外部からの支援が来ない」ことを前提に食料・水等を携帯する必要がある。
- ②持ち出し品のチェックリスト

（内閣府防災情報ページより～特集家族防災情報を参考）

(2) 非常時持ち出し品の例			
☐	飲料水	☐	身分証
☐	非常食	☐	お薬手帳 常用薬
☐	貴重品（預金通帳、印鑑、現金、カード）	☐	乳児がいる場合の持ち物
☐	救急用品	☐	携帯トイレ
☐	携帯ラジオ、スマホ	☐	
☐	懐中電灯	☐	

(3) 防災家族会議

- 1) いざという時に備え、災害時の対応や連絡方法など「災害時の我が家

のルール」を家族全員で話し合って確認する。年に1度は家族防災会議をしよう。

2) 防災家族会議の内容

- ①安和地区防災計画を参考にする。
- ②ハザードマップや被害想定から、地域の災害リスクを確認
- ③大地震に備えた我が家の安全確認（危険な場所・安全な場所）
- ④避難場所への経路を予め確認（安和区防災マップを利用）
- ④家庭内備蓄品の確認
- ⑤非常時持ち出し品の確認
- ⑥避難時の行動（ガス栓・電気器具のコンセント・ブレーカー遮断）
- ⑦家族の連絡方法（災害伝言ダイヤル171等）

（4）防災チェックリスト

以下のチェックリストを参考に家庭内・家族の防災対策を行う。

防災チェックリスト

（内閣府防災情報ページより～特集家族防災情報を参考）

（1）安否情報	
☐	連絡方法を取り決める。（携帯電話不通を想定） ※遠くの親戚や知人を中継点として連絡をとるやり方 ※災害伝言サービス（171）や防災用伝言板（web171）
（2）避難場所	
☐	自宅近くだけでなく、学校、職場、通学通勤途中にある避難場所の確認
（3）緊急地震速報（震度5強で発信される）	
☐	身の安全第一、あわてて外に飛び出さない、無理に火を止めようとしない、
（4）地震保険	
☐	地震加入状況や受けられる共済の確認

第 8 章 用語の意義

第 1 節 用語

この計画の用語の意義は次のとおりである。

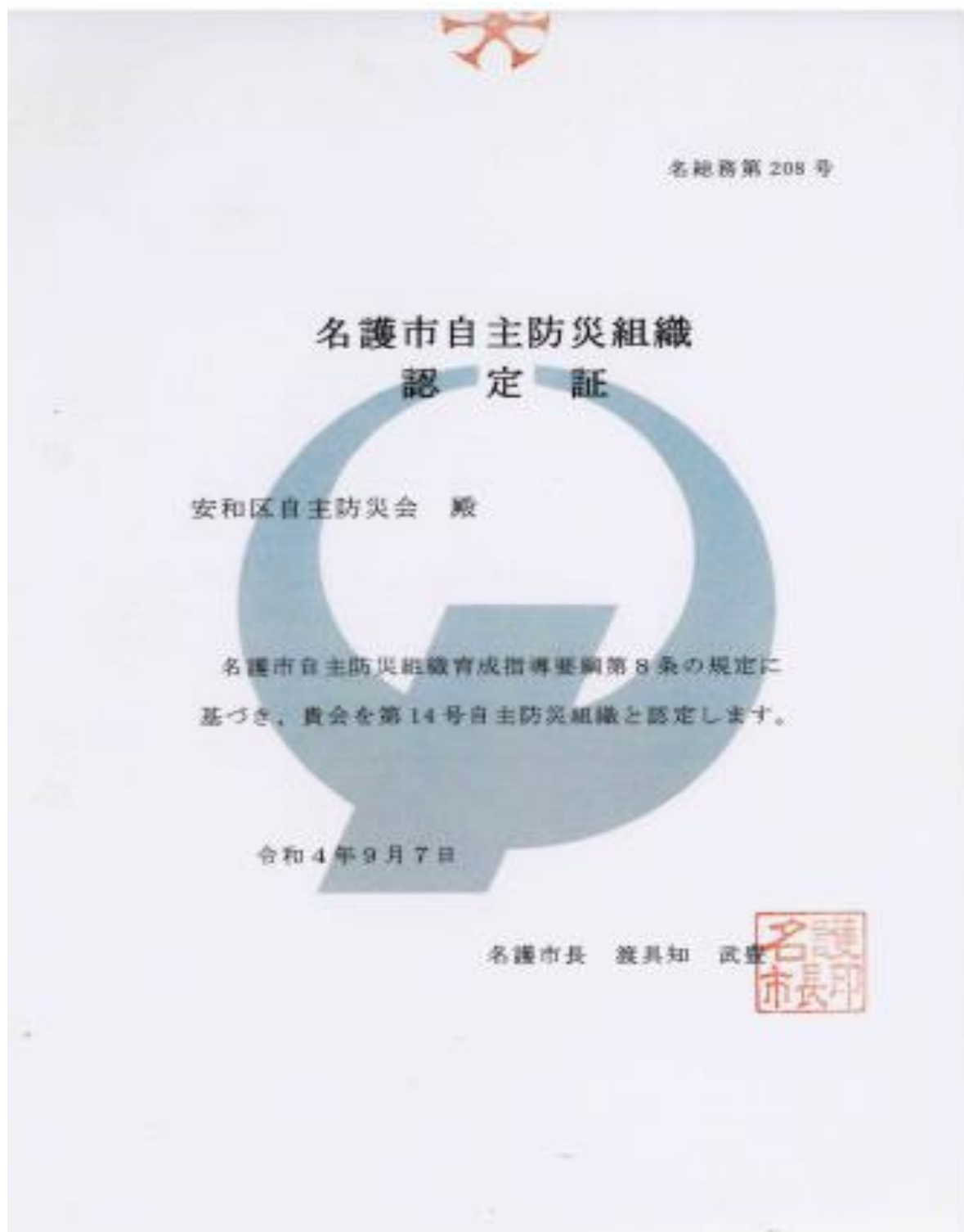
用語	意義
自助	自らの身は自らで守ること。
共助	家族・近所・地域で共に助け合うこと
公助	行政による救助・支援のこと
協働	防災訓練などの平時の活動を共に行うこと
用語	意義
緊急地震速報	気象庁が最大震度 5 弱以上のとき発表 地震発生から 3 分を目標に津波警報、津波注意報が発表される。
津波の避難指示 (市からは避指示のみが発令される。)	・ 大津波警報、津波警報、津波注意報が発令されたとき ・ 「遠地津波に関する情報」で到達予想時刻等の発表がある場合、市はその内容により事前に高齢者等避難の発令が検討される。 ・ 津波の避難情報には警戒レベルは付さない。
大津波情報	3 m 以上の津波 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難
津波警報	1 m 以上 3 m 未満 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難
津波注意報	0.2 m 以上 1 m 以下 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる

特別警報 大雨特別警報 暴風特別警報 高潮特別警報 波浪特別警報	「特別警報」とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるものであり、気象庁では、平成 25 年 8 月 30 日から運用している。
記録的短時間大雨情報	数年に 1 回程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測したり、解析したときに発表
警戒レベルの導入 （避難情報によるガイドライン）内閣府防災担当令和 4 年 9 月より	平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ、住民が情報の意味を直感的に理解できるよう、警戒レベルを 5 段階に分け避難のタイミングを明確化したもの（以下に説明） 洪水・大雨・土砂災害・高潮の気象現象でレベル2までは気象庁が発表、レベル3以上は市が発令する。
警戒レベル 5	すでに発生している状況であり、命を守るための最善の避難行動をとる。
警戒レベル 4	立退避難が危険な場合は、近隣の安全な場所への避難や建物内の安全な部屋へ移動する等緊急の避難をする。
警戒レベル 3 （高齢者等避難）	避難に時間のかかる高齢者等や要配慮者は避難する。その他の人は避難準備や自発的に避難する。
警戒レベル 2	ハザードマップで災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミングの確認等、避難に備える。
警戒レベル 1	防災気象情報等の最新情報に注意する。
避難勧告	令和 3 年 5 月 20 日より廃止、すべてレベル 4（避難指示）になった。
暴風の避難情報	暴風警戒のために避難情報を発令する場合は、警戒レベルを付さない。
台風情報（実況）	気象庁が現在の位置や強さ等を 3 時間おきに発表（内容は、台風の中心の位置、進行方向と速さ、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風域、強風域）
台風情報（予報）	台風の 5 日先までの 24 時間刻みの予報を 6 時間

	ごとに発表（内容は、中心位置、進行方向と速さ、中心気圧、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風域）
マイタイムライン	住民一人ひとりがとる防災行動を事前に整理した避難行動計画（防災情報を「知る」→避難行動の課題に「気づく」→どのように行動するか「考える」の一連の行動
避難行動要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など
避難行動要支援者	避難行動要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者で特に支援が必要とする者
三角通信	被災地の電話が繋がりにくい場合を想定して、遠方の親戚などを中継に家族の連絡を取る方法
立退き避難	自宅にいては、命が脅かされるおそれがある場合に安全な場所に移動すること
屋内安全確保	立退き避難が安全にできない状況下で、今いる場所で身の安全をはかること（自己判断）
正常性バイアス	自分だけは災害に遭わないという思い込み
土砂災害警戒情報	警戒レベルや避難指示等は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、避難情報を市長が発令するものとされている。
土砂災害警戒区域	イエローゾーン（安和山川原が令和５年に指定）
土砂災害特別警戒区域	レッドゾーン（安和山川原が令和５年に指定）

資料編

1.名護市自主防災組織認定証



2.令和 4 年度津波避難訓練の概要

- 1) 日時 : 令和 4 年 12 月 4 日 (日曜日) 午後 3 時より実施
- 2) 訓練参加人数 : 72 名 (52 名+防災会役員 20 名)

1. 防災会議での検討事項

1) 会議では①訓練実施日 ②参加対象
③津波想定高さ ④避難場所 ⑤避難経路
⑥AED 講習会 ⑦高潮防潮扉の開閉訓練について検討した。



訓練当日の日程

13:00 避難場所事前準備着手

(ホワイトボード、イス、テーブル、テント等)

14:30 防災組織メンバーは公民館に集合

(ビブス受取、役員参加人数確認)

14:40 各班配置に着く

15:00 避難開始の放送

15:00 避難訓練開始 (避難所運営、到着時間計測、アンケート、飲食給水訓練)

15:40 避難終了宣言

16:00 公民館にて AED 訓練及び高潮防潮扉
の開閉訓練

17:15 役員による報告会開催





5.AED 講習

- 1) 名護市消防本部から職員 2 名の派遣により、安和コミュニティーセンターホールにおいて実施した。参加人数は 8 名、他見学者数名が参加した。
- 2) AED 研修は、6 月に続き今年 2 回目である。



6.高潮防潮扉の開閉訓練

- 1) 参加人数 10 名
- 2) 防潮扉は、手動式で重量が約 1 t と重く扉の転倒による事故を防ぐために開閉手順を守る必要があることから訓練を実施した。



7.避難所までの到達時間

- 1) アンケートの平均 15.0 分 計測による平均到達時間 16 分 06 秒

2.令和 5 年度津波避難訓練の概要

1) 日時 : 令和 5 年 12 月 10 日 (第 2 日曜日) 午後 3 時より実施

2) 訓練参加人数 : 105 名 (75 名+防災会役員 30 名)

1.班会議

- ・全体会議の数日前に、各班で訓練内容の検討を済ませた。
- ・避難誘導班は、要避難者のリストアップや避難誘導員の配置を事前に決定した。
- ・給食・給水班は、実際の避難を想定し、薪による炊出しを決定した。

2.防災会議

- ・実施計画にもとづき、前年の内容を簡素化した。
- ・各班の役割分担により、各班で内容を再確認
- ・各班の決定事項を発表し、活動内容の共有化を図る。

各班発表



防災会議



健康測定



3.訓練当日の日程

10 : 00 津波避難場所設営 (テント、テーブル、イス等)

14 : 30 自主防災会全員集合 (ビブス受取)

15 : 00 津波避難訓練開始 (区長が訓練開始の放送)、

各役員は配置に着く

16 : 60 避難訓練終了宣言

17 : 00 後片付け

17 : 30 報告会

担架訓練



報告会



4.連携

避難所では、包括支援センター、名桜大学看護学部による健康測定が行われた。

5.その他 担架救出訓練、消防団消防車の機能説明が行われた。

6.避難所までの到着時間

アンケート平均 14 分 14 秒 計測での平均は 14 分 44 秒 (昨年より 1 分 22 秒短縮)

第 6 章 災害時の対応

第 1 節 地震・津波

1.地震

政府の地震調査委員会：南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価によると、南西諸島北西沖（久米島近く）で今後 30 年以内に 60%、10 年以内に 30% の確率でマグニチュード 7.0～7.5 の地震が発生すると公表している。

（１）住民の行動

①大きな揺れがあった場合、下表の①～⑩を参考にして行動する。

①	地震が起きたら、まず「身の安全」	丈夫なテーブルの下や物が「落ちてこない」「倒れてこない」場所で様子を見る。
②	落ち着いて火の元確認	揺れが収まったら火の始末
③	テレビ・ラジオの情報確認	3 分程度で津波情報が発表される。
④	津波警報があれば、高いところへひるまず避難	安和区防災マップを参考にする。
⑤	家族や隣人等の安否確認	伝言ダイヤル 171、三角通信等
⑥	余震に注意する。	余震は必ず起こることを想定する。
⑦	電気ブレーカーを切る。	電気が復旧した後、火災が発生する可能性がある。（通電火災防止）
⑧	LP ガスの元栓を閉める。	LP ガスの使用中であれば、震度 5 同等以上の揺れで自動的にガスは遮断される。使用していない場合は揺れを感じても遮断されない。
⑨	消火・救出活動	身の安全を確保して、周囲への配慮
⑩	家屋倒壊の恐れがあれば	壊れた家には入らない。

2.津波

大地震が起きたら津波が来ると想定して「迷うことなく、高いところへ逃げるべき」であるが、実際の避難行動の判断としては、Jアラート（推定震度4以上の場合発信される）や気象台の津波警報（地震発生から3分前後に発表がある。）を待って防災活動を行う。

（1）住民の行動

沖縄県が平成27年3月に策定した「沖縄県津波浸水想定」によれば、安和区に押し寄せる津波の遡上高さは7.6m、第1波は28分と想定している。集落地のほとんどが2.5m以上3.1m未満となっている為、住宅の2階部分が浸水する可能性は十分に考えられる。

①	・大津波警報、津波警報がでたらひるまず津波避難場所へ避難する。
②	・徒歩の避難を基本とする。
③	・要配慮者などは車での避難を検討する。 （車の避難は逆走を防ぐ為、安和区防災マップに従い避難する。）
④	・避難場所までの徒歩避難ができない方は、津波避難一時待機所に集合し、用意された車で避難する。 （一時避難場所は「くばの御嶽前」第二安和市営住宅駐車場）
⑤	共助の精神で隣近所の安否確認を行う。

津波避難一時待機場所



高台にある津波避難場所



(2) 自主防災組織の活動

メンバーは、情報収集に努め、各班の災害時の役割を念頭に行動する。なお、統括指示は会長、副会長が行う。また、上位者が不在の場合は代替の指示系統を確保するものとする。

各班の役割は以下のとおり

救出・救護班	・ 要配慮者の状況を把握し対処する。 ・ 津波避難一時待機所（第二安和市営住宅）に集まった人を車で避難場所まで避難させる。 ・ 避難誘導の補助をする。
避難誘導班	・ 避難路の安全を確認して、誘導プラカードにより避難者を誘導し、また車の逆走を防ぐ為の措置を講ずる。
避難所運営班	・ 情報収集に努め又は発信し、避難場所の設置運営を行う。 ・ 避難者の健康状態を把握する。
消火班	・ 初期消火活動を行う。 ・ 救出救護班の補助をする。 ・ 避難誘導の補助をする。
給食・給水班	・ 食料・飲料水の確保に努め、炊出し等の給食給水活動を行う。 ・ 燃料の薪を確保する。

第2節 台風・高潮

台風は、現に毎年襲来することから、台風接近に対しての対応はこの章（災害時の対応）で扱う。

昔から台風襲来が常習化してきた本地区では、台風に対する知識や環境耐性がある程度確保されていたが、近年の台風の甚大化や電気機器に依存した生活様式の変化により、思いもよらない困難が生じる傾向にある。

かつて自然と身についた台風対策のタイムラインは、見直しが必要になってきている段階にある。これまでのタイムラインは大方

- ① 台風発生の特典から進路、大きさ、強さの情勢に注意する。
- ② 地区内で台風接近や強さなどの情報交換
- ③ 台風接近の場合は、屋敷内の飛散の恐れのある物の固定をする。
- ④ 住宅が被害の恐れがある場合は、雨戸の補強や近隣親戚等への避難

などがこれまでの対応であるが、新たにこれまでにない強風や大雨、インフラ施設の老朽化、停電時に起因する被害・損害の対応をする必要がある。

（1）住民の行動 <上記①～④以外で台風接近前までに行う。>

⑤	・ 備蓄品の確認（食料、水、ラジオ、懐中電灯、乾電池、救急用品、雨具等）
⑥	・ 停電・断水への備え
⑦	・ ビニールやトタン、プラスチック等飛散物が生じないように固定するか格納する。
⑧	・ 側溝や排水口の詰まりを除去し浸水対策を行う。
⑨	・ ロウソクなど使い練れていない火の取扱いによる火災への注意
⑩	不要な外出はしない。海や川など危険な場所へは近づかない。

（２）自主防災組織の対応

- ①高波・高潮の恐れがある場合、防潮扉の締め切りを行う。
- ②台風通過後地区内を巡回し、被害の確認と台風の強さの相対性を確認し今後の防災対策の参考にする。

第3節 大雨・土砂災害

水害・土砂災害については、気象庁が以下の警報を発表している。

(1) 警戒レベル1

(気象庁の発表：大雨・洪水・高潮早期注意情報)

・災害への心構えを高める・情報収集(市の防災無線情報/テレビ・ラジオ・インターネット等のメディア情報)

(2) 警戒レベル2 (気象庁の発表大雨・洪水・高潮注意報)

・自らの避難行動を確認する。(ハザードマップより、自宅の災害リスクを再確認する。避難情報の把握手段を再確認する。)

(3) 警戒レベル3 (気象庁の警報)

・危険な場所から高齢者等は避難/必要に応じ避難準備をする。)

(4) 警戒レベル4 (警報・特別警報)

・危険な場所から全員避難(今いる場所が安全であればその場所に留まる。避難がかえって危険場合は、より安全な場所に避難)

(5) 警戒レベル5 (特別警報・災害切迫・氾濫発生情報)

(1) 住民の行動

①	がけ地や河川水路には近づかない。内水面氾濫があった場合ハザードとの区別がつかない可能性がある。
②	本地区内でも土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が予定されている。(勝山西線)
③	過去に土砂崩れがあった場所は把握しておく。
④	気象台が発表する土砂災害警戒情報に注意する。
⑤	特にお年寄りや障害のある方は警戒レベル3で避難する。
⑥	避難が困難な場合は、頑丈な建物の2階以上や家の中の安全な場所に避難する。
⑦	土砂災害の前兆現象に注意する
⑧	ドアの開閉に注意する。

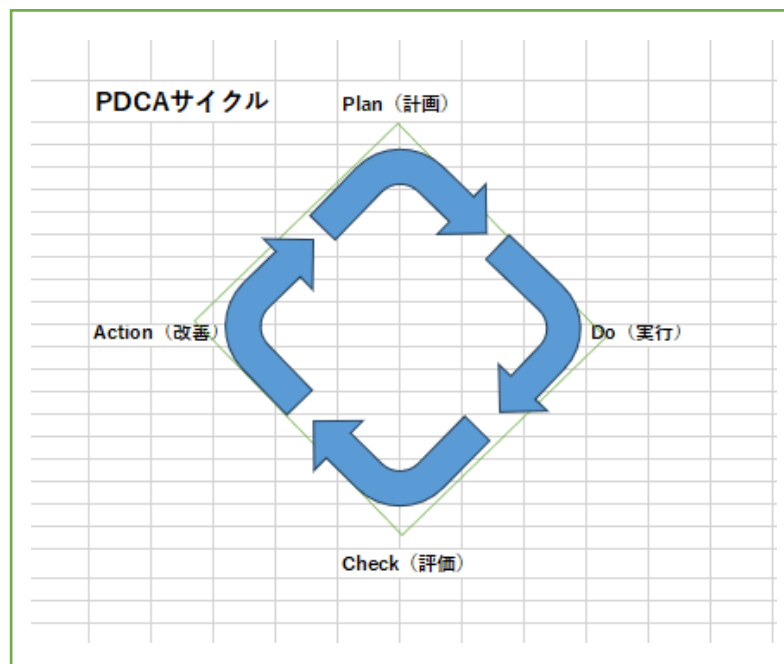
第7章 計画策定後の取組

第1節 防災訓練の実施・検証

毎年12月第2日曜日に防災訓練を行い、行政関係者や専門家、消防団、福祉関係などをまじえた検証を行い、防災会がその課題を把握し当該計画及び活動を改善していく。

第2節 計画の見直し

訓練をもとにPDCAサイクルにより見直しを安和振興プロジェクトチームを主体に行う。



安和の石橋

安和区内道路高さ（標高）
名護市道路台帳より転記

琉球セメント

安和与那川

市営住宅

安和与那川

安和神社前

キリッ保育園

第2市営住宅

安和
くばの御嶽

安和小学校

安和・山入瑞緑地公園

安和コミュニティセンター

安和駅前

安和棧橋

